

2025 年(令和 7 年)6 月 27 日

高岡ガス株式会社

政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴うガス料金の値引きについて

高岡ガス株式会社(本社:富山県高岡市、代表取締役社長 菅野 克志)は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業(以下、「本事業」)」の実施を受け、都市ガス料金の値引きを行います。

本事業は、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じ都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)等にてお知らせいたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。

■政府が指定する値引き単価について

2025 年 7 月使用分(8 月検針分)~2025 年 9 月使用分(2025 年 10 月検針分)のガス料金について、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から、以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

対象期間	値引き単価(税込)	標準家庭(1 か月のご使用量が 19 m ³)の月額値引き額(税込)
2025 年 7 月使用分(8 月検針分)	1m ³ あたり8. 0円	152. 0円
2025 年 8 月使用分(9 月検針分)	1m ³ あたり10. 0円	190. 0円
2025 年 9 月使用分(10 月検針分)	1m ³ あたり8. 0円	152. 0円

※都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m³ 以上のお客さまは対象外となります。

※本事業に規定される値引き単価が変更になった場合は、それに準じて値引き額を変更いたします。

■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス料金支援問い合わせ窓口へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【お問合せ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援問い合わせ窓口

TEL : 0120-013-305 ※受付時間: 平日 9:00~17:00

以上

< お問合せ先 >

高岡ガス株式会社

業務部 業務課

TEL 0766-22-0709